



第 1 章

みどりの基本計画
の概要

第1章 みどりの基本計画の概要

1-1 みどりの基本計画とは

(1) みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、都市緑地法^{*}に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して地域の特性を踏まえ、将来像、目標、施策などを総合的に定める計画です。

本計画では、市内のみどりの現況を把握し、都市公園^{*}や緑地の整備・保全、緑化の推進をはじめとして、公共施設や民有地の緑化の推進などを行うための、みどりに関する総合的な指針を提示します。

(2) 計画見直しの背景と趣旨

本市では、平成26年に「東松山市みどりの基本計画」を策定し、「生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり」を基本理念とし、「ふるさとの豊かなみどりを守る」「まちなかに潤いあるみどりを創る」「生命を育むみどりと親しむ」の3つの基本方針に基づき、みどりのまちづくりを推進してきました。

この間、地球温暖化問題、大規模災害の発生、少子高齢化の進行、土地区画整理事業の進捗に伴う高坂地区の人口増加、民間活力を最大限活かして緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的とした平成29年の都市緑地法等の緑地に関する法改正が行われるなど、みどりを取り巻く環境や社会情勢が大きく変化しました。

また、本市においては、「第五次東松山市総合計画^{*}」及び「東松山市都市計画マスタープラン」の策定などにより、まちづくりの方針も改められています。

このような背景から、本市を取り巻く諸課題を整理したうえで、より現状に即した計画とするため、「東松山市みどりの基本計画」の見直しを行いました。

(3) 本計画で対象とするみどり

本計画で対象とする「みどり」とは、樹木や草花など植物そのものだけでなく、樹林地^{*}や農地、公園、水辺、河川など、自然要素全体を指します。大きく、「緑地」と「緑地以外のみどり」の二つに分かれます。

そのうち、「緑地以外のみどり」は、住宅の庭や生垣など、個人が所有し管理するものや、街路樹などの道路の植栽などがあります(図1-1)。

一方、「緑地」は、都市緑地法第3条より「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している

土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」となっています。「緑地」は、都市公園など境界を決めて整備されている「施設緑地」とみどりに関連する法律などで区域が指定されている「地域制緑地など」、「その他の緑地（施設緑地、地域制緑地などのどちらにも属さないもの）」の3種類に大別できます（図1-2）。本計画では「農地」も含めるものとします。

なお、「みどり」の表記にあたっては、本計画で対象とするみどりに水辺や河川などを含み、対象を広く捉えていることから、本計画においては平仮名の「みどり」を使用することにしました。よって計画名称も「東松山市みどりの基本計画」とすることにしました。

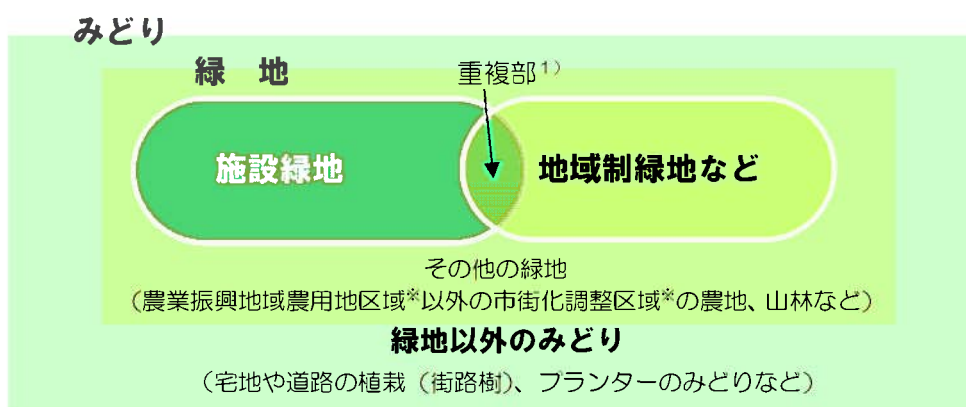


図1-1 本計画で対象とするみどり

1)施設緑地であり、かつ地域制緑地や条例で定められている緑地で、自然公園*の区域に含まれる都市公園などがあります。

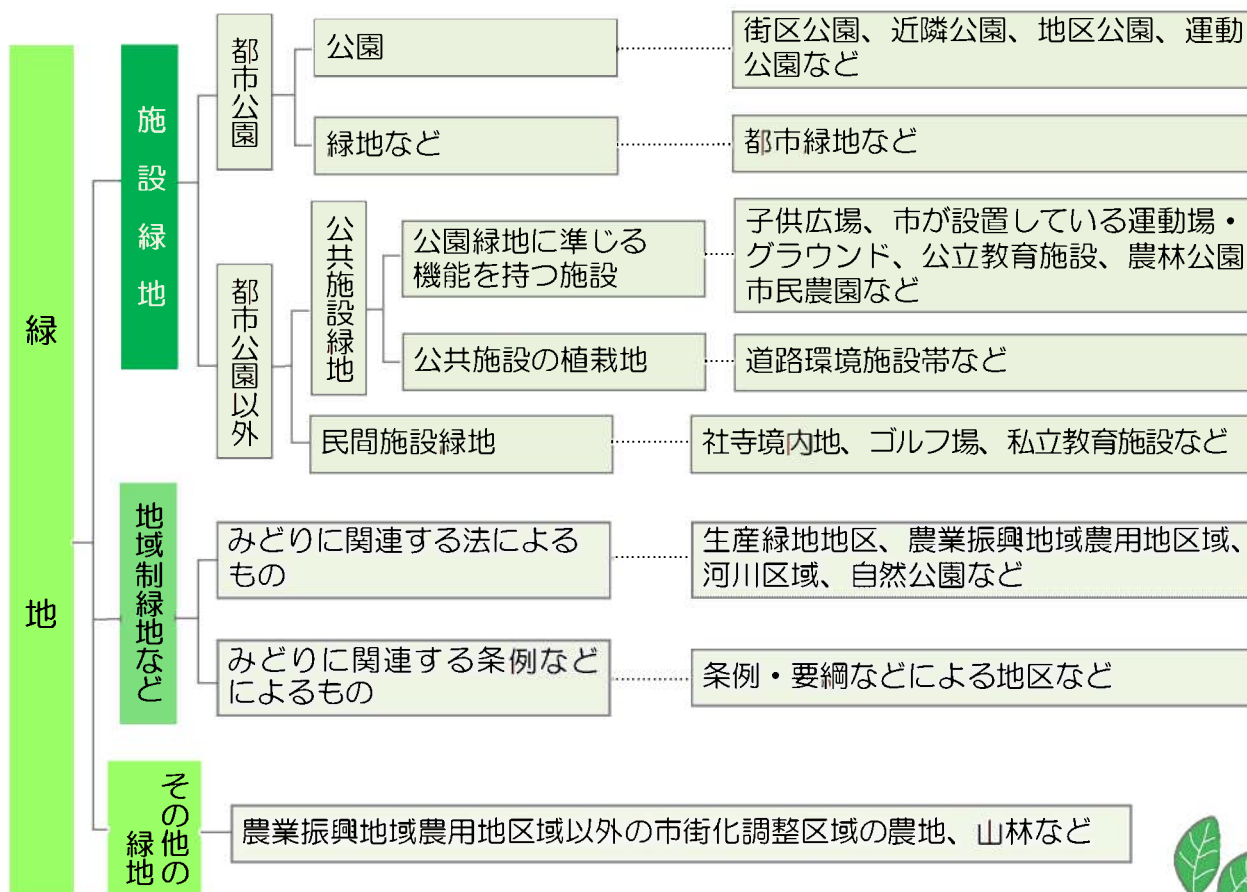


図1-2 緑地の体系



*農業振興地域農用地区域（P79）*市街化調整区域（P75）*自然公園（P75）



1-2 みどりの役割

都市のみどりは、優れた歴史的風土の維持や都市環境の維持改善などに資する「環境保全機能」、自然とのふれあいの場の創出などに資する「レクリエーション*機能」、自然災害の防止・緩衝などに資する「防災機能」、優れた眺望点の保全・創出や都市的景観の創出などに資する「景観形成機能」、優れた自然の維持や動植物の生態系*の確保などに資する「生物多様性の確保機能」といったグリーンインフラ*として多様な機能（役割）を持っています。

本計画では、以下の五つの機能を設定しました。

1. 環境保全機能

- 優れた歴史的風土を維持する
- 快適な生活環境を創り出し、都市環境を維持改善する
- 優れた農林業地を維持する



優れた歴史的風土の維持

2. レクリエーション機能

- 日常の生活範囲でのレクリエーションの場を創り出す
- 自然とのふれあいの場を創り出す
- 歴史的な文化とのふれあいの場を創り出す
- 地域の交流や、健康増進を図る場を創り出す



岩鼻運動公園

3. 防災機能

- 自然による災害を防ぎ、和らげる
- 人為による災害を防ぎ、和らげる
- 避難の際に役立つみどりを組織的に確保する



まちなかのオープンスペース

4. 景観形成機能

- 優れた眺望が見られる場所を維持し、創り出す
- シンボルとなる場所を維持し、創り出す
- 都市的な景観を創り出す



都幾川の眺望

5. 生物多様性の確保機能

- 優れた自然を維持し、様々な生物が棲めるようにする



ホテルの自生地の維持

*レクリエーション（P80） *生態系（P77） *グリーンインフラ（P75）

解説ページ 「生物多様性の確保」について

生物多様性とは

生物多様性は、平成4年に世界192か国で採択された生物多様性条約において、「全ての生物の間に違いがあること」と定義されています。

都市緑地法運用指針には「生物多様性の確保の視点」が設けられるとともに、生物多様性の確保に関する技術的な配慮事項が新たに作られ、以後、市町村がみどりの基本計画を策定する際には、生物多様性の確保への配慮が求められています。

なぜ必要なの？

人は、生き物同士のつながりや、そこから得られる様々な恵みを消費・活用しながら日々の暮らしを営んでいます。とりわけ都市及び都市住民は、食料など自然からの恵みを消費する側であり、それらの恩恵をより多く受けていると考えられます。

近年、都市の開発や森林の伐採、オゾン層の破壊などの人による行為により、地球の温暖化とともに、稀少種^{*}の減少、及び外来種の増加が進行し、大きな問題となっています。

今後、豊かな自然を将来に継承し、私たちの暮らしを守るうえでも、生物多様性の確保は、まちづくりにおける最も重要な課題の一つです。

何をすればいいの？

「生物多様性の確保へ配慮する」とは、都市において開発行為を全てやめるということではありません。都市の発展において、時に樹林地の開発や樹木の伐採が必要になることも少なからずあります。生物多様性の確保への配慮では、出来る限り、みどりを守ります。

参考文献

- 1) 国土交通省都市局，緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項（都市緑地法運用指針 参考資料），平成23年10月
- 2) 国土交通省都市局公園緑地・景観課，生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き，平成30年4月

※稀少種（P74）

1-3 東松山市における「みどりの基本計画」

本計画は、第五次東松山市総合計画と東松山市都市計画マスタープラン*のもとに位置付けられ、東松山都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針、第3次東松山市環境基本計画*などの分野別の施策と整合を図り、具体的なみどりの保全・充実・育成の内容について方針を定めます。

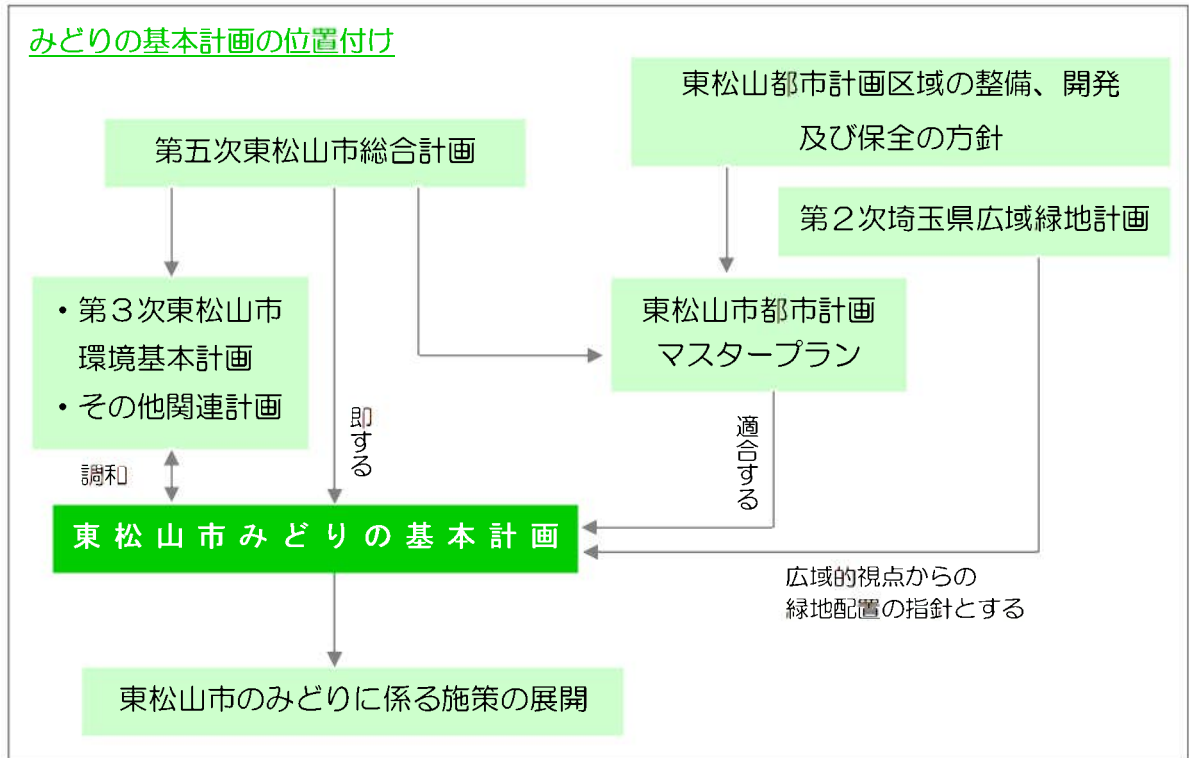
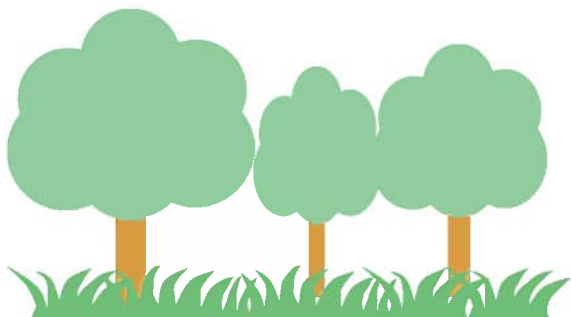


図1-3 東松山市みどりの基本計画の位置付け



*都市計画マスタープラン（P78）*都市計画区域（P78）*環境基本計画（P74）